

B 乍恐御訴訟申上候御事
(高田町年寄森家文書) 公文書センター所蔵

乍恐御訴訟申上候御事

一 (中略)

一 四つ角之儀ハ 従 上総守様 当 殿様

御入国以後代々四つ角被為仰付候就夫

為御手当卜先年者敦加払米三千石宛

御拝借仕候処ニ拾八年以前寅ノ年御拝借

米代金之内三百両余吉田七兵衛引負仕候

因茲家屋敷被召上候へ共 代々四つ角役

仕候 依意趣難捨被思召居なりニ

被為定置鐘撞為役料卜米三拾四石并

家賃三ヶ一宛毎年被下置候御事

(後略)

恐れ乍ら御訴訟申上げ候御事

まず、四つ角役は、上総守様(松平忠輝・実際は上総守のときから、高田の殿様によって代々仰せ付けられてきたと主張しています。四つ角役とは、春日山城下以来の由緒をもつ町年寄・森、磯野、池田、吉田の四家が担った役のことです。この四家が大手道と呉服町(本町二)とが交差する十字路の四つ角に居を構えていたことに由来します。四家の一つである吉田七兵衛が、寅の年(寛文二年：一六六二年)に敦賀廻米に失敗し、負債を抱えても、これまでの働きによって藩から見捨てられず、鐘撞役として四つ角に居住し続けることが許された経緯が読み取れます。また、その役料として米34石等が給されたことがわかります。